

仕事と生活の調和取組事例紹介事業実施要綱

平成 24 年 9 月 19 日
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定

1 目的

内閣府では、仕事上の責任を果たす一方で、個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送ることができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「憲章等」という。）を基に、官民一体となり、仕事と生活の調和に資する取組を推進している。

憲章等において、企業とそこで働く者は、働き方の改革に自主的に取り組むこととされていることを踏まえ、働く者の取組として、企業等の部・課・班・チーム（以下「チーム」という。）単位で、業務の効率化など働き方の見直しに取り組む事例を広く紹介することにより、同様の活動を行っている者やこれから行おうとする者の参考に供することを目的とする。

2 紹介の対象となる事例

紹介の対象となる事例は、広く社会に紹介するのにふさわしいと認められる取組で、次の条件を満たすものとする。

- ① 日々の仕事を見直し、業務の効率化を進め、「長時間労働の縮減」、「年次有給休暇の取得促進」や「育児休業等の取得促進」といった働き方の改善に関する取組であること。
- ② 働き方の改善で余裕ができた時間を、更なる仕事の時間とせず、生活の充実のために活用している取組であること。
- ③ 個人ではなく、チームの取組であること。

3 紹介事例の決定等

- (1) 紹介事例は、応募のあった取組のうちから、選考委員会の意見を聴いて、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が決定する。
- (2) 紹介事例の選考に関する事務は、男女共同参画局仕事と生活の調和推進室が行う。

4 事例の紹介方法

内閣府ホームページへの掲載等により、事例を紹介するものとする。

5 書状及び記念品の授与

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、事例を紹介されたチームに対し、「カエルの星章」を章する書状を交付するとともに、記念品を授与する。

6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、男女共同参画局仕事と生活の調和推進室が別に定めるものとする。